

# 清新第二中学校いじめ防止基本方針

清新第二中学校は「思いと形を伝え合う学校」が目指す学校像であり、安全な環境の中で、生徒一人一人が、心身ともに健康で、思いと形を伝え合いながら楽しく毎日の学校生活を送れるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 学校での取組

### 生徒の育成方針

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる生徒を育成するために、豊かな情操と道徳心を養い、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- 「いじめは人間として許されない」と認識して行動できる生徒を育成するために、端緒となる小さなことでも見過ごさないように組織的に取り組む。
- 「いじめ」は重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」はどの学校、どの学年、どの学級、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速に対応を進める。
- 保護者及び地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援をする。

### 生徒の取組

- ◇いじめに関する授業（年3回）
- ◇全教員による対話週間（年5回）
- ◇SCによる面談（放課後・給食）
- ◇人権教育（人権標語の作成）
- ◇「忘れないぞう」（生活ノート）
- ◇地域との連携（近隣小学校との授業見学・部活動体験・防災訓練等）
- ◇いじめアンケート（年3回）

### 教職員の取組

- いじめ防止のための組織づくり  
校長・副校長・生活指導主任・各学年生活健康部教諭・養護教諭・スクールカウンセラーで「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- 対話週間（年5回）
- ふれあい月間（6月、11月）
- いじめに関する校内研修（年3回）
- いじめに関する授業（年3回）
- 「忘れないぞう」の点検や返事
- SCやSSWの活用
- セーフティ教室・道徳授業地区公開講座の実施
- 関係諸機関との連携

### 家庭・地域での取組

- ◆PTA役員会での意見交換会
- ◆学校評議会での意見交換会
- ◆道徳授業地区公開講座への参加
- ◆地域パトロール
- ◆生徒ボランティア活動の支援
- ◆SCへの相談
- ◆「いじめ」と思われる行為を発見したら学校へ連絡する